VII. 子ども・若者相談課

# 1-1 子ども・若者支援センター運営

# 1-1-1 子ども・若者支援センター運営

子ども・若者及びその家庭に対する支援を総合的に実施し、子ども・若者が健やかに成長できる環境を整備するため、令和3年11月に「子ども・若者支援センター」を開設した。子ども・若者支援センターでは、子ども・若者及びその家庭からの相談に対する助言及び支援並びに子ども・若者及びその家庭の支援を行う関係機関との連携に関することを行っている。

また、センター内に児童相談所を設置するとともに、子ども家庭支援センター(市区町村子ども家庭総合支援拠点)機能の一部を担っている。

#### 1 総合相談

18歳未満の子どもとその家庭に関するあらゆる相談に対応し、助言・支援を行うとともに、各種の情報やサービスの提供により子育て世帯に対する総合的な支援を行う。

2 中野区要保護児童対策地域協議会の設置・運営

要保護児童等の適切な保護を図るために、関係機関が必要な情報を共有し、支援の内容に関する協議・ 進行管理を行う。

協議会には、代表者会議、要保護児童サポート会議、個別ケース検討会議の3種類の会議があり、すべてのメンバーに児童福祉法により守秘義務が課せられている。

3 中野区子ども・若者支援地域協議会の設置・運営

社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対し、関係機関が行う支援を適切に組み合わせることにより、効果的かつ円滑な実施を図る。

協議会には、代表者会議、サポート会議、個別ケース検討会議の3種類の会議があり、すべてのメンバーに子ども・若者育成支援推進法により守秘義務が課せられている。

# 総合相談事業実績

#### 1 新規相談件数

年度	件数
令和5年度	120
令和6年度	76

#### 根拠法規 中野区子ども・若者支援センター条例

子供家庭支援センター事業実施要綱(東京都)

中野区要保護児童対策地域協議会設置要綱

中野区子ども・若者支援地域協議会設置要綱

# |1 – 1 – 2 児童福祉推進

令和4年度から区が児童相談所設置市に移行したことに伴い、各種補助事業を実施する。

#### ○未成年後見人支援事業

未成年後見人が被後見人から受け取るべき報酬額及び未成年後見人及び被後見人が加入する損害賠償責任 保険に係る保険料の全部又は一部を補助する事業

- 1 対象者 次に掲げる要件を全て満たす未成年後見人
- (1) 中野区児童相談所長による選任請求により家庭裁判所が選任した未成年後見人等であること

- (2) 被後見人の保有する預貯金、有価証券等及び不動産の評価額の合計が1,700万円未満であること
- (3)被後見人の親族以外の者であること
- 2 補助金額
- (1)報酬補助事業

家庭裁判所が決定した報酬の額を基準とし、未成年後見人1人につき、被後見人1人当たり月額20,000円を上限とする額

(2) 保険料補助事業

未成年後見人の損害賠償責任保険 1人当たり年額 5,210 円を上限とする 被後見人の損害保険 1人当たり年額 7,680 円を上限とする

事業開始 令和4年4月

根拠法規 中野区未成年後見人支援事業実施要綱

# ○養親希望者手数料負担軽減事業

養親希望者が民間あっせん機関に対して支払った手数料の全部又は一部を助成する事業

- 1 対象者 民間あっせん機関から養子縁組のあっせんを受け、当該民間あっせん機関に対して手数料を 支払った養親希望者
- 2 助成金額 養親希望者が民間あっせん機関に対して支払った手数料の額の実支出額(当該額に 1,000 円 未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)又は 600,000 円のいずれか低い額

事業開始 令和4年4月

根拠法規 中野区養親希望者手数料助成金交付要綱

# ○児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業

児童養護施設入所児童等の養育環境改善を図るための改修等を実施する者に対して補助金を交付する事業

1 補助対象事業

入所児童等の生活環境改善事業

次のア又はイに該当する事業

- ア. 児童養護施設及び乳児院において、小規模なグループによるケアを実施するため、施設の改修、設備整備及び備品購入を行う事業
- イ. 児童養護施設等において、入所児童等の生活向上を図るため、老朽化した乳児・児童用ベッド、乳 児呼吸モニター、緊急地震速報受信装置等、児童の安全確保のために必要な備品の購入及び更新並び にフローリング貼・カーペット敷等の設備の購入、更新及び改修を行う事業
- 2 補助限度額

入所児童等の生活環境改善事業

児童養護施設等 1 施設あたり 800 万円、里親 1 里親あたり 100 万円

事業開始 令和4年4月

根拠法規 中野区児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業実施要領

# ○児童養護施設等における業務負担軽減のためのICT化推進事業

児童養護施設等におけるICT化を推進し、業務におけるタブレット端末等の活用を促進するとともに、 業務負担の軽減を図り、児童虐待防止対策及び社会的養育の一層の推進を図る者に対して補助金を交付す る事業

#### 1 補助対象事業

次のア又はイに該当する事業

- ア. 児童養護施設等職員の業務において負担となっている書類作成等の業務について、負担軽減を図る ためのPC・タブレット・スマホの購入事業
- イ. 児童養護施設等の人材確保のため、求職者への訴求力の高いホームページ等コンテンツ作成を委託 する事業

#### 2 補助限度額

児童養護施設等 1施設あたり100万円

年度	令和6年度
施設	聖オディリアホーム乳児院
金額	470 千円

事業開始 令和7年1月

根拠法規 中野区児童養護施設等におけるICT化推進事業実施要綱

# ○児童養護施設等整備費補助事業

児童福祉法第 56 条の2の規定に基づき、児童養護施設等入所児の処遇向上を図るための児童養護施設等の整備に要する費用について補助金を交付する事業

1 補助対象事業

社会福祉法人等が設置する児童福祉施設等の創設、増築、改築、大規模修繕、拡張のための工事等の 事業

2 補助限度額

補助対象事業の区分により異なる

- (1) 修理 大規模修繕等 1,000万円以上
  - 一定年数 (概ね 10年) を超えて使用に耐えなくなり、改修が必要となった改修工事費
- (2) 整備 防犯対策強化に係る整備

防犯対策に必要な工事費等、100万円未満の場合は対象としない

	令和6年度	
施設	聖オディリアホーム乳児院	
工事	冷暖房設備改修工事	
予算額	33,825 千円	
決算額	22,374 千円	

事業開始 令和6年1月

根拠法規 中野区児童福祉施設整備費補助金交付要綱

# 1-2 子ども・若者相談

# 1 - 2 - 1 若者相談

# ○若者相談

義務教育終了後から39歳までの若者で、就学や就労などに対して困難を抱えている者及びその家族に対し、 他人や社会との関係が再構築できるよう、助言・支援を行う。

#### 若者相談事業実績(令和3年11月29日以降)

#### 新規相談件数

年度	件数
令和4年度	56
令和5年度	85
令和6年度	88

# ○若者フリースペース

義務教育終了後から39歳までの若者で、継続的な見守り体制の確保のために中野区子ども・若者支援センター4階の多目的室を「若者フリースペース」とし、気軽に来所できる安全・安心な空間を提供するとともに、プログラム等の実施により、社会参加等自立へ向けた支援を行う。

#### 若者フリースペース利用者数

年度	延利用者数(人)
令和4年度	642
令和5年度	1, 268
令和6年度	1,320

令和4年6月から委託により実施

事業開始 令和3年11月29日

根拠法規 中野区若者支援事業実施要綱

# ○社会的養護経験者の支援

社会的養護経験者等の孤立を防ぎ、必要な支援に適切につなぐため、必要な情報の提供、相談及び助言並びにこれらの者の支援に関連する関係機関との連絡調整を行うとともに、自立や居住、医療に関する各種助成等を行うことにより、将来の自立に結びつけられるよう支援する。

#### 1 実施内容

#### (1) 実施時間

月曜日から土曜日(木曜日、祝日、年末年始を除く)まで。 午後2時から午後6時まで。

# (2)対象者

義務教育終了後から29歳までの者で、以下の者を対象とする。

- ア 中野区児童相談所が措置し、児童養護施設等を退所した者
- イ 中野区内の児童養護施設等を退所した者
- ウ 児童養護施設等を退所した区内在住者
- エ その他上記に準じる者

#### (3)内容

- ① 社会的養護自立支援事業 (対象者:ア、イ、ウ、エ)
  - (ア) 支援計画の作成

計画的に支援を必要とする者に対し、支援コーディネーターが個別の支援計画を作成し支援を行う。

(イ) 生活補助支援

相談対応や生活全般における各種手続き等の補助や同行支援等、生活の補助を実施することにより、児童養護施設等退所後の自立生活が円滑に営めるよう伴走的な支援を行う。

(ウ) 学び・交流支援

社会的養護経験者等が、相互に交流し、情報を共有しながら、自立に向けた知識・経験を養うための学び・交流の場を提供する。

② 自立支度費助成事業(対象者:ア、イ)

社会的養護経験者が、児童養護施設等を退所し、自立するために必要な経費等を補うため、単身生活者へ20万円を上限に助成を行う。

- ③ 居住支援事業
  - ③−1 居住連携事業 (対象者:ア、イ、ウ、エ)

居住に関する相談、斡旋、契約締結の補助を行うため、連携協定を締結した居住支援法人と連携支援を実施する。

③-2 居住費助成事業(対象者:ア、イ) 【令和7年4月~】

安定した住環境のもとで就学を継続できるよう、大学等に進学する学生を対象に、家賃相当額の 半額(月額3万円上限)を最長5年間支給する。また、心理的な問題などで通学が困難になった大学 等の進学者には、家賃相当額(月額6万円上限)を最長1年間支給する。

- ④ 医療支援事業
  - ④-1 医療連携事業(対象者:ア、イ、ウ、エ)【令和7年4月~対象者「エ」拡充】 連携協定を締結している虐待対応を専門とする医療機関と円滑に受診できるよう支援体制を整備する。
  - ④-2 医療費助成事業(対象者:ア、イ、ウ)

過去の被虐待経験などによるトラウマや心理的課題に向き合い、安定した自立生活を営むために、 年間 12 万円を上限に医療費および交通費を支給する。

#### 令和6年度事業実績

			令和6年度
			9月~3月
	<b>认</b>	支援計画の作成	13人
1	社会的養護自立支援事業【委託】	生活補助支援	11人
坂 <del>丁未</del> 【安託】	学び・交流支援	4人	
2	自立支度費助成事業		2人
3	居住支援事業 - 居住連携事業		1人
( <u>4</u> )	医療支援事業 - 医療連携事業		0人
医療支援事業 - 医療費		費助成事業	0人

事業開始 令和6年9月1日

根拠法規 中野区社会的養護自立支援拠点事業実施要綱

# 1 - 2 - 2 入院助産

妊産婦が保健上必要であるにもかかわらず経済的理由により入院して分娩することができない場合に、指定の助産施設(病院、助産所)に入所させる制度。(児童福祉法第22条)

#### 1 対象者

- (1) 生活保護法による被保護世帯等
- (2) 当該年度分の市町村民税(特別区税を含む。以下同じ。)が非課税の世帯
- (3) 当該年度分の市町村民税所得割の額が19,000円以下の世帯 (ただし、健康保険法等の出産育児一時金が、488,000円以上支給される場合を除く。次号において 同じ。)
- (4) その他、「中野区助産施設における助産の実施及び費用徴収事務取扱要綱」の実施の要件の基準に基づき、出産時において出産費に困窮すると中野区長が認める世帯
- 2 本人負担額

その世帯の所得区分に応じて徴収額が定められている。(最高 9,000 円+出産一時金の 25%)

3 国補助対象事業

児童福祉法第53条の規定に基づき、入院助産に要する経費の1/2が国から交付される。

### 助産施設入所件数

令和5年度助産施設入所件数5件					
施設名	所在地	件数	施設名	所在地	件数
都立大塚病院	豊島区	1	聖母病院	新宿区	2
都立広尾病院	渋谷区	1	日本赤十字医療センター	渋谷区	1

令和6年度助産施設入所件数4	件				
施設名	所在地	件数	施設名	所在地	件数
都立大塚病院	豊島区	2	聖母病院	新宿区	1
都立広尾病院	渋谷区	1			

事業開始 昭和63年4月

根拠法規 児童福祉法、中野区児童福祉法施行規則、中野区助産施設における助産の実施及び費用徴収事務 取扱要綱

# |1-2-3 養育支援サービス

#### ○子どもショートステイ

0歳から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子どもを養育している保護者が、入院や 出張、親族の看護などにより子どもの養育が一時的に困難な場合、区が委託した施設で宿泊を伴って預かる。

#### 1 利用要件

- (1) 子どもを家庭で養育していること。
- (2) 利用者又はその配偶者等子どもの養育者の入院や出産、宿泊を伴う出張、親族の入院付き添い看護などやむを得ない事由により、子どもの養育が一時的に困難であること。
- 2 利用申請 事前に電子申請により利用者登録をしたうえで、施設に直接申し込み・面談後、原則として

#### 利用開始日の3日前までに電子申請により申請

- 3 対象者① 区内在住の生後43日~3歳未満の健康な子ども
- (1) 実施方法 区内の乳児院(聖オディリアホーム乳児院)への委託
- (2) 利用期間 ア 要支援世帯を除く利用者 1回の利用で7日以内 同一年度内24日まで イ 要支援世帯 1回の利用で14日以内 同一年度内62日まで
- (3) 利用定員 1日2人

# 利用料金

利用者の世帯区分	1日あたりの利用料金(円)	
生活保護世帯・要支援世帯、里親家庭	0	
住民税非課税世帯・ひとり親世帯	500	
その他の世帯	1,500	

#### 利用実績

年 度	延利用日数(日)	延利用人員(人)
令和4年度	258	88
令和5年度	296	107
令和6年度	354	127

- 4 対象者② 区内在住の2歳以上で18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある健康な子ども
- (1) 実施方法 母子生活支援施設への委託
- (2)利用期間 ア 要支援世帯を除く利用者 1回の利用で7日以内 同一年度内24日まで イ 要支援世帯 1回の利用で14日以内 同一年度内62日まで
- (3) 利用定員 1日4人

#### 利用料金

利用者の世帯区分	1日あたりの利用料金(円)	
生活保護世帯・要支援世帯、里親家庭	0	
住民税非課税世帯・ひとり親世帯	500	
その他の世帯	1,500	

# 利用実績

年 度	延利用日数(日)	延利用人員(人)
令和4年度	333	126
令和5年度	289	127
令和6年度	394	138

### 5 ショートステイ協力家庭事業

子どもの養育者が入院等により、子どもを養育することが困難な場合に、区が認定したショートステイ協力家庭の居宅にて、宿泊を伴って預かる事業を平成30年度から開始した。

- (1)対象者 区内在住の3歳以上で18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある健康な子ども
- (2) 実施方法 ショートステイ協力家庭への委託

- (3)利用期間ア 要支援世帯を除く利用者1回の利用で7日以内同一年度内24日までイ 要支援世帯1回の利用で14日以内同一年度内62日まで
- (4) 利用定員 ショートステイ協力家庭1家庭につき1日1人

# 利用料金

利用者の世帯区分	1日あたりの利用料金(円)
生活保護世帯・要支援世帯、里親家庭	0
住民税非課税世帯・ひとり親世帯	500
その他の世帯	1,500

# 利用実績

年 度	延利用日数(日)	延利用人員(人)
令和4年度	10	4
令和5年度	11	3
令和6年度	5	2

事業開始 平成12年6月

根拠法規 中野区子育て短期支援事業実施要綱

### ○トワイライトステイ

保護者が仕事、病気等の理由により夜間の時間帯において、一時的に子どもの保育をすることが困難となり、かつ同居の親族の中に保育する者がいない場合に、区が委託した施設で子どもを保育する。

- 1 実施方法 母子生活支援施設への委託
- 2 対象者 区内在住の2歳以上で12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童で、健康 で集団保育が可能な児童
- 3 利用要件
- (1) 子どもを家庭で養育している者であること。
- (2) 保護者が就労、親族の介護、冠婚葬祭などやむを得ない事由により、子どもの養育が一時的に困難であること。
- 4 利用時間 午後5時~午後10時 祝・休日、年末年始を除く月~土曜日
- 5 利用期間 月5回まで
- 6 利用定員 1日最大2人(ショートスティ事業の空き利用型のため)
- 7 利用申請 事前に電子申請により利用者登録をしたうえで、施設に直接申し込み・面談後、原則として 利用開始日の3日前までに電子申請により申請
- 8 利用料金 子ども 1 人あたり 2,000 円 (ひとり親世帯は半額) 保育園や学童クラブから実施施設へタクシーによるお迎えをする場合、タクシーお迎えサービス利用料として、子ども 1 人あたり 1 回 500 円

#### 利用実績

年 度	延利用日数(日)	実利用人員(人)
令和4年度	59	7
令和5年度	81	12
令和6年度	112	10

事業開始 平成23年4月

根拠法規 中野区子育て短期支援事業実施要綱

### ○養育支援ヘルパー派遣

家族等の援助が受けられず、養育についての支援を必要とする者に対し、家事等の援助を行うホームヘルパーを派遣し、児童の適切な養育の実施を図る。

- 1 実施方法 民間事業者への委託
- 2 対象者 区内在住で次のいずれかに該当する者
- (1) 若年の妊婦、妊婦健康診査未受診、又は望まない妊娠等の妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする者
- (2) 出産後1年未満の養育者で、育児ストレス、産後うつ、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対し強い不安や孤立感等を抱え、特に支援が必要と認められる者
- (3)食事、衣服、生活環境等について、不適切な養育状態が続き、虐待の恐れ又は子育てのリスクを抱え、 特に支援が必要と認められる者
- (4) 児童養護施設等の退所又は里親委託の終了に伴い児童が家庭復帰したため、特に支援が必要と認められる者
- (5) 現に児童の委託を受けている里親であって、特に支援が必要と認められる者
- 3 利用可能日 祝・休日、年末年始を除く月~金曜日の午前7時~午後7時

# 1時間あたりの利用料金

区 分	利用料金(円)
生活保護世帯、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国	
後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支	0
援給付受給世帯及び市町村民税非課税世帯、2(5)に掲げる者	
市町村民税課税世帯	250

#### 利用実績

年度	延利用世帯数 (世帯)	延利用回数(回)	延利用時間(時間)
令和4年度	44	282	389
令和5年度	83	446	508
令和6年度	119	692	835.5

事業開始 平成22年7月

根拠法規 中野区養育支援ヘルパー派遣事業実施要綱

# ○子ども配食事業

児童の養育に課題を抱える家庭に対して、食事を配達する事業

- 1 実施方法 民間事業者との協定による協働事業として実施
- 2 対象者 区内在住で次のいずれかに該当する者
- (1) 育児ストレス、産後うつ、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対して強い不安や孤立感等を 抱え、特に支援が必要と認められる家庭
- (2)食事、衣服、生活環境等について不適切な養育状況が続き、虐待の恐れ又は子育てのリスクを抱え、 特に支援が必要と認められる家庭
- (3) 児童養護施設等の退所又は里親委託の終了に伴い児童が家庭復帰したため、特に支援が必要と認められる家庭
- 3 配食可能日時

民間事業者により、土・日・祝日も配達可能。配達時間帯については、事業者により異なる。

# 1食あたりの利用者負担金

利用者区分	1 食あたりの利用者負担金(円)
18 歳以上	300
18 歳未満	100

# 利用実績

年 度	利用実世帯数(世帯)	配食延実績(食)
令和4年度	20	大人 1,021 子ども 1,875
令和5年度	13	大人 431 子ども 988
令和6年度	16	大人 832 子ども 1,075

事業開始 令和2年8月